

②

令和8年

市議会6月定例会議案
(その2)

静岡市

議 案 説 明

議案第152号 令和8年度静岡市一般会計補正予算（第²1号）

令和8年度静岡市一般会計補正予算（第²1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、地域資源を活かしたまちづくりとして、OECD（経済協力開発機構）との共働による静岡市のネイチャーポジティブの取組への政策提言・評価レポートの作成等に要する経費のほか、移住の促進として、市営住宅の空き部屋を有効活用し移住者へ提供するために必要な改修等に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、716,183千円の増額となった。

追加の主なものは、都市計画費 582,899千円、道路橋りょう費 357,054千円、保健衛生費 55,670千円などである。

これらの財源として、国庫支出金 578,681千円、繰入金 155,876千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、404,216,183千円となる。

なお、継続費の補正は、新堤町団地建設費の廃止である。

繰越明許費は、港湾会館日の出センター運営費（受変電設備改修事業）等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、アリーナ整備事業費（その2）等の変更である。

また、市債の補正は、公営住宅建設事業債等の変更である。

議案第153号 令和8年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和8年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、総務費の増額に伴い、国庫支出金及び繰入金の増額を計上した。

議案第154号 令和8年度静岡市水道事業会計補正予算（第1号）

令和8年度静岡市水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、資本的収支において、企業債、国庫支出金を減額するとともに、建設改良費の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費の変更である。

議案第 155号 静岡市アリーナ条例の制定について

地方自治法第244条の2第1項に基づき、静岡市アリーナの設置及びその管理に関する事項並びに同条第3項に基づく指定管理者の指定に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 156号 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定について

防災、環境保全及び景観等に配慮が講じられ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されるよう、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 157号 静岡市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し等、固定資産税に係る免税点の見直し、固定資産税等の課税標準の特例措置の規定の整備等について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 158号 静岡市環境影響評価条例の一部改正について

リニア中央新幹線建設事業の環境影響評価は高度な専門的知見が求められることから、的確な調査審議が可能となるよう、静岡市環境影響評価審査会内に有識者等による部会を設置するため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

併せて、役割を終えた静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会を廃止する。

議案第 159号 静岡市教育支援センター条例の一部改正について

施設の移転に伴い、位置の変更をするため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 160号 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償額を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 161号 静岡市アリーナの指定管理者の指定について

施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 162号 財産の取得について

JR清水駅東口のまちづくり用地に充てるため、土地を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 163号 工事請負契約の締結について

静岡市民文化会館改修工事を実施するために、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 164号 工事請負契約の締結について

静岡市民文化会館改修電気工事を実施するために、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 165号 工事請負契約の締結について

静岡市民文化会館改修衛生工事を実施するために、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 166号 工事請負契約の締結について

静岡市動物愛護センター建設工事を実施するために、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 167号 工事請負契約の締結について

清水庵原球場屋内運動場外2件建築工事を実施するために、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 168号 特定事業契約の締結について

静岡市アリーナの特定事業契約を締結するもので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第169号 工事請負契約の変更について

清水ストックヤード建設工事の請負契約を変更するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第170号 市道路線の変更について

開発行為等に伴い、吉川長崎新田2号線ほか1路線を変更するもので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第171号 市道路線の認定について

開発行為等に伴い、高橋五丁目15号線ほか2路線を認定するもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第172号 あらたに生じた土地の確認について

清水港内公有水面埋立てにより、当該土地が本市の区域にあらたに生じた土地であることを確認するもので、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第173号 あらたに生じた土地の確認について

清水港内公有水面埋立てにより、当該土地が本市の区域にあらたに生じた土地であることを確認するもので、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第174号 あらたに生じた土地の確認について

清水港内公有水面埋立てにより、当該土地が本市の区域にあらたに生じた土地であることを確認するもので、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第175号 字の区域の変更について

清水港内公有水面埋立てにより、字の区域を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第176号 字の区域の変更について

清水港内公有水面埋立てにより、字の区域を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第177号 字の区域の変更について

清水港内公有水面埋立てにより、字の区域を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第178号 字の区域の変更について

金石沢土地改良事業共同施行の換地処分実施にあたり、字の区域を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第179号 字の区域の変更について

県営畑地帯総合整備事業の換地処分実施にあたり、字の区域を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第180号 静岡市アリーナの公共施設等運営権の設定について

施設の公共施設等運営権の設定について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 152 号	令和8年度静岡市一般会計補正予算（第 1 ² 号）	9
議案第 153 号	令和8年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）	16
議案第 154 号	令和8年度静岡市水道事業会計補正予算（第1号）	18
議案第 155 号	静岡市アリーナ条例の制定について	20
議案第 156 号	静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定について	22
議案第 157 号	静岡市税条例の一部改正について	37
議案第 158 号	静岡市環境影響評価条例の一部改正について	44
議案第 159 号	静岡市教育支援センター条例の一部改正について	47
議案第 160 号	静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	48
議案第 161 号	静岡市アリーナの指定管理者の指定について	49
議案第 162 号	財産の取得について	52
議案第 163 号	工事請負契約の締結について	53
議案第 164 号	工事請負契約の締結について	54
議案第 165 号	工事請負契約の締結について	55
議案第 166 号	工事請負契約の締結について	56
議案第 167 号	工事請負契約の締結について	57
議案第 168 号	特定事業契約の締結について	59
議案第 169 号	工事請負契約の変更について	60

議案第 170 号	市道路線の変更について	61
議案第 171 号	市道路線の認定について	62
議案第 172 号	あらたに生じた土地の確認について	63
議案第 173 号	あらたに生じた土地の確認について	65
議案第 174 号	あらたに生じた土地の確認について	67
議案第 175 号	字の区域の変更について	69
議案第 176 号	字の区域の変更について	71
議案第 177 号	字の区域の変更について	73
議案第 178 号	字の区域の変更について	75
議案第 179 号	字の区域の変更について	76
議案第 180 号	静岡市アリーナの公共施設等運営権の設定について	78

令和8年度静岡市一般会計補正予算（第²号）

令和8年度静岡市一般会計補正予算（第²号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ716,183千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404,216,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の廃止は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17	国庫支出金	76,810,587	578,681	77,389,268
	2 国庫補助金	15,240,176	578,681	15,818,857
18	県支出金	24,390,232	109,226	24,499,458
	3 県委託金	1,353,585	109,226	1,462,811
20	寄附金	5,236,100	25,000	5,261,100
	1 寄附金	5,236,100	25,000	5,261,100
21	繰入金	12,897,388	155,876	13,053,264
	1 基金繰入金	12,043,943	155,876	12,199,819
24	市債	32,697,700	△152,600	32,545,100
	1 市債	32,697,700	△152,600	32,545,100
	歳 入 合 計	403,500,000	716,183	404,216,183

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	47,780,704	△88,868	47,691,836
	2 企画費	13,528,175	△88,868	13,439,307
3	民生費	140,039,094	47,613	140,086,707
	2 児童福祉費	68,377,301	41,783	68,419,084
	6 介護保険費	13,171,878	5,830	13,177,708
4	衛生費	42,222,209	55,670	42,277,879
	1 保健衛生費	6,890,452	55,670	6,946,122
7	商工費	8,719,740	37,600	8,757,340
	1 商工費	5,234,238	5,000	5,239,238
	2 観光費	1,880,386	32,600	1,912,986
8	土木費	45,974,896	664,168	46,639,064
	2 道路橋りょう費	20,077,753	357,054	20,434,807
	4 都市計画費	9,591,044	582,899	10,173,943
	5 住宅費	4,539,114	△275,785	4,263,329
	歳 出 合 計	403,500,000	716,183	404,216,183

第2表 継続費補正

(廃止)

款	項	事業名	廃止の理由
8 土木費	5 住宅費	新堤町団地費	国庫補助事業の認証減に伴い、新堤町団地建設工事の実施時期を見直したため

第3表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
4 衛生費	5 清掃費	沼上最終処分場運営経費 (受変電設備改修事業)	100,111
7 商工費	3 港湾費	港湾会館清水日の出センター運営費 (受変電設備改修事業)	170,170
8 土木費	6 動物園費	動物園管理運営経費 (動物病院改修事業)	21,000
9 消防費	1 消防費	広域常備消防装備整備費	153,541
		非常備消防装備整備費	82,236
10 教育費	2 小学校費	校舎等補修費 (長田北小学校受変電設備改修事業)	41,257
	6 保健体育費	体育館管理経費 (中央体育館プール棟 大規模改修設計事業)	44,000

第4表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
アリーナ整備事業費 (その2)	変更前	自令和9年度 至令和41年度	29,487,000千円に金利変動及び物価変動による増減額（当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。）並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。
	変更後	自令和9年度 至令和11年度	29,575,868千円に金利変動及び物価変動による増減額（当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。）並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。
私立認定こども園 建設費補助金 (静岡聖光幼稚園)	変更前	令和9年度	186,823千円
	変更後	令和9年度	201,215千円
私立認定こども園 建設費補助金 (八幡聖母幼稚園)	変更前	令和9年度	100,564千円
	変更後	令和9年度	108,267千円
私立認定こども園 建設費補助金 (めぐみこども園)	変更前	令和9年度	205,086千円
	変更後	令和9年度	220,924千円

第5表 市債補正

(変 更)

△印は減

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
アリーナ建設事業	446,000	△ 81,200	364,800
こども園・保育所等 施設整備事業	335,200	11,200	346,400
道路維持事業	2,154,500	51,400	2,205,900
道路新設改良事業	5,421,300	236,400	5,657,700
交通安全施設整備事業	355,400	23,600	379,000
橋りょう整備事業	1,051,500	△ 147,100	904,400
土地区画整理組合 指導事業	919,000	△ 175,900	743,100
街路築造事業	781,100	196,000	977,100
公園管理事業	98,700	6,300	105,000
公園整備事業	684,300	△ 28,400	655,900
公営住宅建設事業	1,437,100	△ 244,900	1,192,200

令和8年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和8年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,660千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,863,660千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	国庫支出金	17,927,820	5,830	17,933,650
	2 国庫補助金	4,395,974	5,830	4,401,804
6	繰入金	13,030,914	5,830	13,036,744
	1 一般会計繰入金	11,899,700	5,830	11,905,530
	歳 入 合 計	78,852,000	11,660	78,863,660

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	1,635,351	11,660	1,647,011
	1 総務管理費	1,274,447	11,660	1,286,107
	歳 出 合 計	78,852,000	11,660	78,863,660

令和8年度静岡市水道事業会計補正予算（第1号）

△印は減

第1条 令和8年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度静岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（補正前）	（補正後）
(4) 主要な建設改良事業		
水道整備費	7,218,038千円	6,868,038千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,805,000千円は、減債積立金 1,588,581千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 628,553千円、過年度分損益勘定留保資金 3,398,242千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,189,624千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,804,933千円は、減債積立金 1,588,581千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 596,735千円、過年度分損益勘定留保資金 3,398,242千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,221,375千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決額）	（補正額）	（計）
		収 入		
第1款	資本的収入	3,212,000千円	△349,933千円	2,862,067千円
第1項	企業債	2,147,100千円	△246,600千円	1,900,500千円
第3項	国庫（県）支出金	575,725千円	△103,333千円	472,392千円
		支 出		
第1款	資本的支出	10,017,000千円	△350,000千円	9,667,000千円
第1項	建設改良費	7,416,475千円	△350,000千円	7,066,475千円

第4条 予算第5条の表中

「

葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費	令和9～11年度	2,550,000千円	を
------------------	----------	-------------	---

「

葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費	令和9～11年度	3,500,000千円	に
------------------	----------	-------------	---

改める。

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額「2,147,100千円」を「1,900,500千円」に改める。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市アリーナ条例の制定について

静岡市アリーナ条例を次のように定める。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市アリーナ条例

(設置)

第1条 静岡市は、市民の心身の健全な発達及び文化の振興を図るとともに、スポーツ、エンターテインメント、文化活動等を通じた地域の活性化に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市アリーナ	静岡市葵区東静岡一丁目29番地から33番地まで及び37番地

(施設)

第2条 静岡市アリーナ（以下「アリーナ」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) メインアリーナ
- (2) サブアリーナ
- (3) 前2号の施設に附帯する施設

(事業)

第3条 アリーナは、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ、エンターテインメント、文化活動等のための施設の提供に関すること。
- (2) アリーナの利用の促進に資する催し物等の開催に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、アリーナの設置の目的を達成するため、市長が必要があると認める事業

(管理主体)

第4条 アリーナの管理は、アリーナの公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第7項の公共施設等運営権をいう。）の設定を受けたもの（PFI法第8条第1項及び静岡市

アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和7年静岡市条例第50号。以下「実施方針条例」という。）第2条の規定により公共施設等運営権者として選定されたものを含む。）であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第5条 市長は、PFI法第8条第1項の規定及び実施方針条例第2条の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の公告）

第6条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）アリーナの利用の許可に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のアリーナの管理に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

（アリーナの管理に関する規定の整備）

3 この条例に定めるもののほか、アリーナの管理に関し必要な事項は、施行日の前日までに、この条例を改正して定めるものとする。

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定について

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例を次のように定める。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

地球温暖化の進行をはじめとする気候変動問題は、私たちの生活環境や経済活動、自然環境に深刻な影響を及ぼしつつあり、その影響は今後さらに顕在化することが懸念されている。気候変動問題に対応し、将来にわたり持続可能な社会を構築していくためには、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの排出削減を着実に進めていくことが必要である。

温室効果ガスの排出を大幅に削減するためには、化石燃料に依存したエネルギー供給構造から転換し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを社会全体で最大限に活用していくことが重要である。再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、分散型エネルギーシステムの構築や、災害時のエネルギー確保などの観点からも、その役割は一層高まっている。中でも太陽光発電は、比較的導入しやすい再生可能エネルギーを利用した発電方式として、カーボンニュートラルの実現に向けた重要な柱の一つであり、今後もその果たす役割は大きい。

しかし、太陽光発電施設の設置に伴い、森林伐採、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適正な維持管理が実施されないなどの問題が全国各地で顕在化しており、本市でも同様の問題が一部で発生している。また、森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置は、森林による二酸化炭素の吸収機能を損なうことになるため、太陽光発電による二酸化炭素削減効果が低くなる。

このような課題に対応するため、地域住民の理解はもとより、適切に防災、環境保全、景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた太陽光発電事業となるとともに、将来にわたり、太陽光発電施設が適正に維持管理されていくことが重要であることから、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定め、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境、生活環境及び景観の保全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10キロワット以上のもの（当該施設の増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- (2) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- (3) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を用いて電気を得る事業（得られた電気の全てを自ら使用するものを含む。）をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 大規模太陽光発電事業者 事業者のうち、太陽光発電施設1箇所当たりの出力が1,000キロワット以上である者をいう。
- (6) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域（太陽光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあっては、当該水上の区域を含む。）をいう。
- (7) 設置規制区域 次に掲げる区域をいう。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画に定める民有林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
 - イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
 - ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の警戒区域
 - オ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
 - カ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条

- 第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定めた市街化区域を除く区域
- キ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域
- ク 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第19条第1項の規定により指定された特別地域
- ケ 南アルプス自然環境保全活用連携協議会が定める南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画に規定する核心地域及び緩衝地域
- コ 都市計画法第8条第1項第7号の風致地区として静岡市風致地区条例（平成16年静岡市条例第96号）第5条の規定により告示した区域
- サ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域
- シ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条第3項の規定により主務大臣が認定した増進活動実施計画に掲げる地域生物多様性増進活動の区域
- ス 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第11条第8項の規定により準用する第9条第3項の規定により主務大臣が認定した連携増進活動実施計画に掲げる連携地域生物多様性増進活動の区域
- セ 「自然共生サイト」認定実施要領（令和5年3月27日付け環自計発第2303272号環境省自然環境局長決定）第3条第2項の規定により環境大臣が認定した自然共生サイト
- ソ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき市長が定める静岡市景観計画に規定する重点地区
- タ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物のうち、名勝三保松原及び名勝日本平として指定された範囲
- チ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき作成される世界遺産一覧表に記載された富士山－信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲及び緩衝地帯

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令の規定を遵守するとともに、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために規則で定め

る必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の検討段階から第6条第1項各号に規定する者に十分な情報提供及び説明を行うとともに、その太陽光発電事業の実施について理解を求め、良好な関係を築かなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 太陽光発電施設の維持管理に要する費用

(2) 太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（以下「廃棄等費用」という。）その他の太陽光発電施設の廃止に要する費用
(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観を損なうおそれのある太陽光発電事業を行おうとする事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

(地域住民等への説明等)

第6条 次条の許可を受けようとする者又は第12条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、次に掲げる者（以下「地域住民等」という。）に対し、事業計画の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(1) 当該申請等に係る事業区域又は事業区域に隣接する土地の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者

(2) 当該申請等に係る事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

(3) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(設置規制区域内への設置許可)

第7条 事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(設置許可の基準等)

第8条 市長は、前条の許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準等に適合していると認められるときに限り、これを許可するものとする。

2 市長は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。

3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。

4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第12条の規定による届出があったものとみなす。

(変更許可)

第9条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 前条第1項及び第2項の規定は、変更許可の場合について準用する。

(設置許可等に係る工事の着手等の届出)

第10条 設置許可又は変更許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき。

(2) 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき。

(設置許可等の取消し)

第11条 市長は、設置許可又は変更許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

(2) 設置許可又は変更許可を受けた後、1年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置又は変更許可に係る工事に着手しないとき。

(3) 第8条第2項(第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 第29条の規定による命令に違反したとき。

(事業計画の届出)

第12条 事業区域の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

(誓約書の提出)

第13条 設置許可を受けた者は当該設置許可を受けたときに、前条の規定により事業計画を届け出る者は当該事業計画を届け出るときに、規則で定めるところにより、関係法令の遵守、太陽光発電施設の適正な維持管理及び廃止等に関する旨を誓約する書面を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第14条 第12条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(標識の掲示)

第15条 事業者は、太陽光発電事業を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(維持管理)

第16条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、その事業に係る太陽光発電施設の適正な維持管理をしなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理をするための計画(以下「維持管理計画」という。)を作成し、当該維持管理計画に従い、維持管理を行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定により維持管理計画を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。この場合において、第12条の規定により事業計画を届け出た者であって、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなったものは、当該維持管理計画を市長に届け出なければならない。

4 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは斜面の崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに

復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

- 5 事業者は、廃棄物の発生を抑制するため、適正な維持管理や機能向上により、太陽光発電施設の長期的な利用に努めなければならない。

(維持管理に関する定期報告)

第17条 設置許可を受けた者及び第12条の規定により事業計画を届け出た者であって、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなったものは、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度の太陽光発電施設に係る維持管理の状況
- (2) 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
- (3) 第4条第3項各号に掲げる費用の確保の状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入)

第18条 大規模太陽光発電事業者は、太陽光発電施設（1箇所当たりの出力が1,000キロワット以上のものに限る。）の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光発電施設における太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、当該太陽光発電施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該太陽光発電施設の設置を請け負う者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

- 2 大規模太陽光発電事業者は、災害等による太陽光発電事業（太陽光発電施設1箇所当たりの出力が1,000キロワット以上のものに限る。）を行っている間の修繕又は中止に伴う撤去若しくは処分には備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入しなければならない。

- 3 大規模太陽光発電事業者は、損害賠償責任保険及び前項に掲げる保険に加入した後、速やかにその加入を証する書類を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第19条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光

発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第12条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業計画を届け出た者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 4 前項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、維持管理計画を作成するとともに第13条の誓約書を市長に提出し、当該維持管理計画に従い維持管理を行わなければならない。
- 6 第16条第3項の規定は、前項の規定により維持管理計画を作成した場合に準用する。
- 7 前条の規定は、第1項又は第3項の規定により大規模太陽光発電事業者の地位を承継した場合に準用する。

(廃止の届出)

第20条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、太陽光発電施設の撤去等が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(太陽光発電施設の撤去及び処分)

第21条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、速やかに太陽光発電施設を撤去し、再使用及び再資源化に努めるとともに、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

(保証金の預入及び管理)

第22条 設置許可を受けようとする者（以下「設置許可申請者」という。）は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 設置許可申請者が設置しようとする太陽光発電施設の出力に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の13第2項の規定により経済産業大臣が定める解体等積立基準額の算出に用いる1キロワット当たりの廃棄等費用の想定額を乗じて得た額

(2) 当該太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額

3 第1項の規定により保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

4 第19条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第1項の規定により保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに」とあるのは、「第19条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、太陽光発電施設の設置に着手していない場合にあつては太陽光発電施設の設置に着手するまでに、太陽光発電施設の設置に着手している場合にあつては第19条第2項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、既に設置規制区域内において太陽光発電事業を実施している事業者が新たに変更許可の申請（第9条第1項ただし書に規定する軽微な変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（保証金の預入に係る公表）

第23条 市長は、前条の規定に基づき設置許可申請者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

（保証金の使途）

第24条 市長は、設置許可を受けた者が第29条の規定による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全に著しい支障が生じると認める場合は、保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、災害の発生を防止し、

又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を設置許可を受けた者に負担させることができる。
- 3 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第25条 市は、次に掲げる場合には、第22条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 設置許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。
 - (2) 第11条の規定に基づき、太陽光発電事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、太陽光発電施設の設置の工事に着手していない場合に限る。
 - (3) 第19条第1項の規定による地位の承継があった場合において、同項の規定により地位を承継した者と新たに第22条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。
 - (4) 太陽光発電施設の撤去等を完了する見込みがあると市長が認めるとき。
 - (5) 太陽光発電施設の撤去等を完了したとき。
- 2 設置許可を受けた者は、太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第9条第1項の規定に基づく変更許可等に伴う事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第22条第1項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。
- 3 前項の規定による申入れがあった場合において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときは、保証金の減額をすることができる。
- 4 市は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第22条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、設置許可を受けた者はこれに協力するものとする。

(指導及び助言)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第28条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。

(1) 設置許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

(2) 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。

(3) 第12条の規定による事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出により設置規制区域外において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

(4) 第12条の規定により事業計画の届出をした者が、事業計画の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出により当該事業の内容を変更したとき。

2 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 正当な理由なく第26条の規定による指導に従わなかったとき。

(2) 前条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(措置命令)

第29条 市長は、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業者に対し、土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第30条 市長は、第11条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第28条第1項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第2項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしたときは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた太陽光発電施設については、経済産業大臣にその旨を通知し、及び同法第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとする。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第32条 第29条の規定に基づく命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（1）設置許可又は変更許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者

（2）偽りその他不正な手段により設置許可又は変更許可を受けた者

第34条 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 第12条又は第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、附則第15項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第19条まで(第16条第1項及び同条第5項を除く。)及び第22条から第25条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置の工事に着手した太陽光発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しない。

(既存施設の届出)

3 既存施設を管理する事業者(以下「既存事業者」という。)は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、令和9年4月30日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要を市長に届け出なければならない。

4 既存事業者は、事業区域の全部が設置規制区域外にある既存施設について出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

(既存施設の変更許可)

5 既存事業者は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

6 第6条から第11条まで、第20条第2項、第28条第1項、第29条及び第30条の規定は前項の許可について、第16条、第19条、第29条及び第30条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第9条第3項、第11条第1号及び第2号、第20条第2項並びに第28条第1項第2号中「変更許可」とあるのは、「附則第6項において準用する第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の標識の掲示)

7 既存事業者は、令和9年4月30日までに、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(既存施設の維持管理)

8 既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者は、令和9年4月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し、公表するとともに、市長に届け出なければならない。ただし、設置規制区域の変更により令和9

年5月1日以降に事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった場合は、速やかに、当該既存施設に係る維持管理計画を市長に届け出なければならない。

9 既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者は、市長に届け出た維持管理計画に係る既存施設について、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明に努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 既存施設の事業区域の全部が設置規制区域外にある既存事業者は、令和9年4月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し、公表するよう努めなければならない。

11 前項の規定は、既存施設の事業区域の全部が設置規制区域外にある既存事業者が、維持管理計画を変更する場合に準用する。この場合において、同項中「令和9年4月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し」とあるのは、「当該既存施設に係る維持管理計画を変更したときは」と読み替えるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(既存施設の維持管理に関する定期報告)

12 既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者及び設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった既存事業者は、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1) 前年度の太陽光発電施設に係る維持管理の状況

(2) 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法

(3) 第4条第3項各号に掲げる費用の確保の状況

(4) その他市長が必要と認める事項

(既存大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険等への加入)

13 既存事業者であって太陽光発電施設1箇所当たりの出力が1,000キロワット以上の既存施設を管理するものは、施行日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

(既存事業者の地位の承継)

14 既存事業者が太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を

承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(準備行為)

15 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

16 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

静岡市税条例の一部改正について

静岡市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第23条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第26条第1項ただし書中「及び第27条の3第1項」を「並びに第27条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第27条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第27条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、府令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配

偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第45条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第27条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書」を「同条第1項の規定による申告書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他府令で定める事項

第69条中「土地に」を「土地又は家屋に」に改め、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第14条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第16条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第16条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」

に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第16条の3の2第1項」を「附則第16条の3第1項」に改め、同条を附則第16条の3とする。

附則第16条の4及び附則第16条の5第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第16条の5第1項及び附則第16条の8中「附則第16条の3の2第1項」を「附則第16条の3第1項」に改める。

附則第17条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第16条の3の2第1項」を削る。

附則第18条中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第19条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「 $\frac{6}{7}$ 」を「 $\frac{7}{10}$ 」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ(1)」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{5}{6}$ 」に改め、同条第18項を削り、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{7}{12}$ 」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第24項第3号イ(2)及び(3)に規定する設備について同号に規定する市

の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第19条の2中第19項及び第20項を削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第24項とし、同条中第27項を第25項とし、同条第28項中「割合は」を「割合は、」に改め、同項を同条第26項とする。

附則第20条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項を削る。

附則第35条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第35条の2の見出し中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第1項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第2項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第3項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第4項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第35条の3を削る。

附則第40条の3第3項第2号、第41条第3項第3号及び第42条第3項第3号中「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項」を「及び附則第16条の3第1項」に改める。

附則第43条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、

租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第45条第5項第3号、附則第46条第2項第3号及び附則第52条第2項第3号中「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項」を「及び附則第16条の3第1項」に改める。

附則第52条の2第2項第3号、同条第5項第3号、附則第53条第2項第3号及び同条第5項第3号中「、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項」を「及び附則第16条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条第1項ただし書、第27条の2及び第27条の3の改正規定並びに附則第14条の改正規定及び附則第16条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 令和9年1月1日

(2) 第69条の改正規定及び附則第6項の規定 令和9年4月1日

(3) 第23条第2項の改正規定並びに附則第16条の4の改正規定、附則第18条の改正規定及び附則第43条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに附則第4項の規定 令和10年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）第27条の3第1項及び第2項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の静岡市税条例第27条の3第1項の規定によ

る申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第16条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新条例附則第43条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第3号に定める規定の施行の日以後に行う新条例附則第43条第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例第69条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を

改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第10項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

9 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

10 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

静岡市環境影響評価条例の一部改正について

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例

静岡市環境影響評価条例（平成27年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9章中第57条の次に次の2条を加える。

（部会の設置）

第57条の2 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審査会に部会を置くことができる。

（部会の組織）

第57条の3 部会は、会長が指名する委員及び専門委員（特別の事項に関し優れた識見を有する者から市長が当該部会の委員として委嘱する者をいう。以下同じ。）をもって組織する。

2 第57条第3項から第5項までの規定は、専門委員について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（専門委員の任期の特例）

2 この条例による改正後の静岡市環境影響評価条例第57条の3第2項において準用する第57条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される専門委員の任期は、令和9年8月23日までとする。

（静岡市附属機関設置条例の一部改正）

3 静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市生物多様性地域戦略専門家検討委員会	生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条第1項の生物多様性地域戦略の推進について学術的及び専門的な見地から調査審議すること。	9人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会	中央新幹線の建設事業により生ずる環境等に関する影響について専門的な見地から調査審議すること。	8人以内	中央新幹線の建設事業により生ずる影響に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者

を

」

「

静岡市生物多様性地域戦略専門家検討委員会	生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条第1項の生物多様性地域戦略の推進について学術的及び専門的	9人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
----------------------	---	------	-----------	----	--------------

に

	な見地から調 査審議するこ と。				
--	------------------------	--	--	--	--

」

改める。

議案第159号

静岡市教育支援センター条例の一部改正について

静岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市教育支援センター条例（平成18年静岡市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「静岡市駿河区南八幡町25番21号」を「静岡市駿河区中野新田57番地の5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第21条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた静岡市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号の葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第21条の規定又は旧条例附則第9条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された葬祭補償（その額が66万円未満であるものに限る。）は、新条例による葬祭補償の内払とみなす。

静岡市アリーナの指定管理者の指定について

静岡市アリーナの指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設 の名称及び所在地	静岡市アリーナ 静岡市葵区東静岡一丁目29番地から33番地まで及び37番地
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡県静岡市葵区東静岡一丁目3番43号 (名称) 株式会社静岡セントラルアリーナ (代表者名) 代表取締役社長 櫻井 稚子
指 定 期 間	静岡市アリーナ条例(令和 年静岡市条例第 号)の施行の日から令和4年3月31日まで

参考資料

株式会社静岡セントラルアリーナの概要

設 立 令和8年4月10日

資 本 金 450,000,000円

目 的 次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 静岡市アリーナ(以下「本施設」という。)の設計業務および建設業務
- (2) 本施設の工事管理業務
- (3) 本施設の開業準備業務
- (4) 本施設の維持管理業務
- (5) 本施設の運営実施業務
- (6) 本施設の整備・運営等事業に係る連携業務
- (7) 本施設の賃貸、管理および運営
- (8) 各種スポーツ、芸能に関する興業
- (9) 展示会、即売会、催事、パーティー、式典その他の各種行事の企画、運営

- (10) 飲食店および売店の経営
- (11) 新聞、雑誌、書籍、日用品雑貨、たばこ、酒類、食料品の販売
- (12) 宣伝広告事業
- (13) 損害保険代理業およびその仲介業
- (14) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介およびそのコンサルタント業務
- (15) チケットの販売および管理
- (16) 本施設における会員クラブの運営
- (17) 駐車場、駐輪場の経営および管理
- (18) 建設業法第3条に基づく特定建設業務
- (19) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第7項に定める公共施設等運営権の設定を受けた、静岡市アリーナ整備・運営事業に関する一切の業務
- (20) 前各号に付帯または関連する一切の事業

事業実績 静岡市アリーナ整備・運営事業を行うために設立された特別目的会社であるため、本件事業が初めての実績となる。なお、当該特別目的会社を構成する企業等の実績は、次のとおりである。

- 1 株式会社NTTドコモ（代表企業）
 - (1) スタジアム・アリーナ運営実績
 - IGアリーナ、MUF Gスタジアム、有明アリーナ
- 2 インフロニア・ホールディングス株式会社（構成企業）
 - (1) 傘下企業によるアリーナ、スタジアム整備・運営実績
 - IGアリーナ、MUF Gスタジアム、豊橋アリーナ
- 3 SFG不動産投資顧問株式会社（構成企業）
 - (1) 融資実績
 - グループ企業によるPFI案件における融資
- 4 木内建設株式会社（構成企業）
 - (1) 建設業務実績（建築工事）
 - 静岡市立中央・北部・長田体育館、このはなアリーナ、エコパスタジアム
- 5 静岡鉄道株式会社（構成企業）
 - (1) 運営実施業務実績（交通事業）

静岡鉄道・路線バスの運行

- 6 株式会社SBSプロモーション（構成企業）
 - (1) 開業準備業務、運営業務実績（文化会館）
静岡市清水文化会館（マリナート）
- 7 静岡ガス株式会社（構成企業）
 - (1) 運営実施業務実績
再生可能エネルギーと地域通貨を融合した地域経済循環事業の実施
- 8 株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ（構成企業）
 - (1) 運営実施業務実績（プロスポーツ）
スポーツ興行の実施
- 9 株式会社東急コミュニティー（構成企業）
 - (1) 維持管理業務実績（不動産管理など）
エコパスタジアム、IGアリーナ、エスコンフィールドHOKKAIDO
- 10 芙蓉総合リース株式会社（構成企業）
 - (1) 運営実施業務実績（リース業務）
須磨海浜公園再整備事業、GLION ARENA KOBE

財産の取得について

JR清水駅東口のまちづくりを進めるため、次の土地を取得する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

土地の表示				取得金額	土地所有者	
所在地番	地目	公簿面積	売買面積 (実測)		住所	氏名
静岡市清水区袖師町字飛島 1970-5のうち一部	雑種地	m ² 49,384	m ² 47,031.21	円 4,150,000,000	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	ENEOS株式会社代表取締役社長 山口敦治
静岡市清水区袖師町字飛島 1970のうち一部	宅地	40,681.78	8,054.43			
静岡市清水区袖師町字昭和1950-12のうち一部	雑種地	18,642	17,638.61			
静岡市清水区袖師町字昭和 1950のうち一部	宅地	41,982.82	5,874.27			
合計4筆		150,690.6	78,598.52			

工事請負契約の締結について

令和8年度観文第1号静岡市民文化会館改修工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	工 事 名	令和8年度観文第1号 静岡市民文化会館改修工事
2	工事の概要	構造：鉄骨鉄筋コンクリート 地上4階地下1階建 改修内容：特定天井改修、トイレ改修及び増設、諸室改修、 屋上防水改修、外壁改修、ホール座席更新
3	工 事 場 所	静岡市葵区駿府町地内
4	契 約 方 法	総合評価一般競争入札
5	契 約 金 額	1,991,000,000円
6	受 注 者	木内・鈴与特定建設工事共同企業体 代表構成員 静岡市駿河区国吉田一丁目7番37号 木内建設株式会社 代表取締役 木内 藤丈 その他構成員 静岡市清水区松原町5番17号 鈴与建設株式会社 代表取締役社長 櫻井 重英

工事請負契約の締結について

令和8年度観文第2号静岡市民文化会館改修電気工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	工 事 名	令和8年度観文第2号 静岡市民文化会館改修電気工事
2	工事の概要	構造：鉄骨鉄筋コンクリート 地上4階地下1階建 改修内容：受変電工事、発電工事、低圧幹線工事、電灯工事、 撤去工事
3	工 事 場 所	静岡市葵区駿府町地内
4	契 約 方 法	総合評価一般競争入札
5	契 約 金 額	1,320,000,000円
6	受 注 者	シズデン・大王電機特定建設工事共同企業体 代表構成員 静岡市駿河区曲金五丁目17番5号 株式会社シズデン 代表取締役 増田 洋健 その他構成員 静岡市葵区一番町15番地 大王電機株式会社 代表取締役 磯谷 洋之

工事請負契約の締結について

令和8年度観文第3号静岡市民文化会館改修衛生工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	工 事 名	令和8年度観文第3号 静岡市民文化会館改修衛生工事
2	工事の概要	構造：鉄骨鉄筋コンクリート 地上4階地下1階建 改修内容：給水工事、給湯工事、ガス工事、排水通気工事、 消火工事、衛生器具工事、空調工事、換気工事、 撤去工事
3	工 事 場 所	静岡市葵区駿府町地内
4	契 約 方 法	総合評価一般競争入札
5	契 約 金 額	484,000,000円
6	受 注 者	静岡市駿河区高松二丁目23番27号 株式会社富山冷熱工業 代表取締役 富山 康史

工事請負契約の締結について

令和8年度保動第1号静岡市動物愛護センター建設工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	工 事 名	令和8年度保動第1号 静岡市動物愛護センター建設工事
2	工事の概要	延床面積：830㎡程度 用途：動物愛護センター、イベントホール、カフェ、 ドッグラン 所要室：(事務管理部門) 事務室、受付、相談室他 (動物保護管理部門) 動物搬入口、検疫室兼隔離室、 処置・手術室、飼養室他 (普及啓発・交流部門) カフェ併設イベントホール、 譲渡室兼ふれあい室他
3	工 事 場 所	静岡市葵区千代地内
4	契 約 方 法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
5	契 約 金 額	755,073,000円
6	受 注 者	市川・高木共同企業体 代表構成員 静岡市駿河区東新田一丁目3番55号 市川土木株式会社 代表取締役 市川 聡康 その他構成員 静岡市葵区春日三丁目10番12号 株式会社高木滋生建築設計事務所 代表取締役 高木 一滋

工事請負契約の締結について

令和8年度観ス第1号清水庵原球場屋内運動場外2件建築工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波喬司

1	工事名	令和8年度観ス第1号 清水庵原球場屋内運動場外2件建築工事
2	工事の概要	<p>屋内運動場の建築工事</p> <p>構造：鉄骨造（骨組膜構造） 平屋建</p> <p>建築面積：2,004.1㎡ 延床面積：2,000㎡</p> <p>屋外トイレの建築工事</p> <p>構造：壁式鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>建築面積：30.61㎡ 延床面積：27.3㎡</p> <p>既存スタンド棟の増築工事</p> <p>構造：(既存部分)鉄筋コンクリート造 3階建</p> <p>(増築部分)鉄骨造 1階</p> <p>延床面積：(既存部分)6,296㎡</p> <p>(増築部分)94.3㎡</p>
3	工事場所	静岡市清水区庵原町地内
4	契約方法	総合評価一般競争入札
5	契約金額	436,700,000円

6	受注者	静岡市葵区銭座町100番地 株式会社平井組 代表取締役 平井 勉
---	-----	--

特定事業契約の締結について

静岡市アリーナ整備・運営事業の特定事業契約を次のとおり締結する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	事業名	静岡市アリーナ整備・運営事業
2	事業場所	静岡市葵区東静岡一丁目29番地から33番地まで及び37番地
3	契約の方法	総合評価一般競争入札
4	契約金額	静岡市アリーナ整備・運営（公共通路に係る整備の対価を除く） 30,000,000,000円
		公共通路に係る整備 別途契約により金額を決定する。
5	契約の相手方	静岡県静岡市葵区東静岡一丁目3番43号 株式会社静岡セントラルアリーナ 代表取締役社長 櫻井 稚子
6	事業の概要	静岡市アリーナの設計、建設、工事監理、維持管理、運営等 ただし、公共通路に係る設計業務及び建設業務については、別途契約が締結された場合に実施
7	事業期間	契約締結の日から令和42年3月31日まで

工事請負契約の変更について

令和6年度環ご第1号清水ストックヤード建設工事（令和6年7月10日議決、第1回変更令和7年7月10日報告、第2回変更令和8年2月9日報告）の請負契約を次のとおり変更する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	契約金額（円）	変更概要
当 初	883,300,000	工事箇所の敷地の一部について、さらなる有効活用を図るため、配置計画を見直し、調整池の構造を変更することに伴い、敷地造成工を増工する。 （当初議決より 114,734,400円増額 （12.99%増額））
第1回変更後	879,211,300	
第2回変更後	928,588,100	
第3回変更後	998,034,400	

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路線名	旧 新 別	起 点	重要な経過地
			終 点	
1	吉川長崎新田2号線	旧	静岡市清水区吉川884番地先	_____
			静岡市清水区長崎新田263番1地先	
		新	静岡市清水区吉川884番地先	_____
			静岡市清水区堀込102番1地先	
2	片山宮川線	旧	静岡市駿河区片山50番1地内	_____
			静岡市駿河区片山1050番2地内	
		新	静岡市駿河区片山13番6地先	_____
			静岡市駿河区片山1069番7地内	

議案第171号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波喬司

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	高橋五丁目15号線	静岡市清水区高橋五丁目763番3地先		_____
		静岡市清水区高橋五丁目761番6地先		
2	御門台23号線	静岡市清水区御門台642番36地先		_____
		静岡市清水区御門台642番31地先		
3	追分一丁目10号線	静岡市清水区追分一丁目2543番2地先		_____
		静岡市清水区追分一丁目2543番8地先		

議案第172号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

清水区興津本町字南側外831、清水区興津中町字西下側1891及び清水区興津中町字東下側1893の地先公有水面埋立地

74,365.03 平方メートル

上記地番は、令和8年4月22日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第173号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波喬司

清水区興津本町字南側外831の地先公有水面埋立地

604.33 平方メートル

上記地番は、令和8年4月22日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第174号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波喬司

清水区三保字貝島4025の16及び4025の17の地先公有水面埋立地

57,807.22 平方メートル

上記地番は、令和8年4月22日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第175号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

清水区興津本町字南側外に編入する区域

清水区興津本町字南側外831、清水区興津中町字西下側1891及び清水区興津中町字東下側1893の地先公有水面埋立地

74,365.03 平方メートル

上記地番は、令和8年4月22日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第176号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

清水区興津本町字南側外に編入する区域

清水区興津本町字南側外831の地先公有水面埋立地

604.33 平方メートル

上記地番は、令和8年4月22日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第177号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

清水区三保字貝島に編入する区域

清水区三保字貝島4025の16及び4025の17の地先公有水面埋立地

57,807.22 平方メートル

上記地番は、令和8年4月22日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第178号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による金石沢土地改良事業共同施行についての換地処分公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

清水区中河内字金石へ編入する区域

清水区中河内字六寐度4572の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字大丸山4573の2、4574の2、4575の2、4575の3、4580の2、4581及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字荊薮4582の2、4583の2、4584の2、4585の2、4588の3、4588の4及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字池城4610の4、4610の5、4611の2、4611の3、4612の2から4612の4まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字迷沢4548の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

上記地番は、令和8年4月30日現在の登記簿による。

議案第179号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営畑地帯総合整備事業加瀬沢地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

別紙

清水区小河内字加瀬沢へ編入する区域

清水区小河内字中村1732の5、字舟場1167の7から1167の9まで、1168の1、1168の4、1168の5、1168の7、1169の1から1169の6まで、1169の9、1169の10、1170の1、1170の2、1172の1から1172の5まで、1173、1174の1、1174の2、1175の1から1175の5まで、1176の1から1176の3まで、1177の1、1177の2、1178の1から1178の4まで、1178の6から1178の9まで、1179、1180、1181の1から1181の4まで、1182の1から1182の8まで、1183、1184の1から1184の10まで、1186、1187の1から1187の5まで、1188の1から1188の18まで、1189、1190の1、1190の2、1190の4から1190の10まで、1191、1192、1193の1、1193の2、1194の5から1194の7まで、1268の8、1268の10、1268の11、1271の1、1271の2、1272から1274まで、1275の2、1277の2、1279の2、1288の14及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字今一色1520の2、1520の10から1520の18まで、1520の20、1520の22、1520の28から1520の31まで、1521の5、1522の1から1522の4まで、1522の7、1522の8、1522の23から1522の25まで、1523の2、1524の3、1525の2、1700の4、1700の6から1700の14まで、1700の16から1700の18まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字池ノ沢826の1、826の3、827の3、834の2、834の5から834の7まで、835、836の1、836の2、836の4から836の18まで、837の1から837の3まで、837の5、837の7、837の8、837の11、837の23、837の24、837の35、837の55から837の58まで、838の1、885の36及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

上記地番は、令和8年4月30日現在の登記簿による。

静岡市アリーナの公共施設等運営権の設定について

静岡市アリーナの公共施設等運営権を次のとおり設定する。

令和8年6月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

公共施設等運営権を設定する施設の名称及び所在地	静岡市アリーナ 静岡市葵区東静岡一丁目29番地から33番地まで及び37番地
公共施設等運営権者	(所在地) 静岡県静岡市葵区東静岡一丁目3番43号 (名称) 株式会社静岡セントラルアリーナ (代表者名) 代表取締役社長 櫻井 稚子
運営権の対象施設	静岡市アリーナ ・メインアリーナ ・サブアリーナ ・上記運営に必要な付帯施設※ ※各諸室及び設備並びに開放通路(屋外デッキ及び公共通路)
公共施設等の運営権に係る業務の内容	施設の維持管理、運営等業務
公共施設等運営権の存続期間	運営開始日から令和42年3月31日まで